

飯盛霊園組合公園整備等検討調査業務仕様書

1 目的

飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の霊園整備に向けた施設や敷地の有効活用を検討し、飯盛霊園（以下「霊園」という。）の持続可能性を追求するため新たな事業の実現可能性を検証する。検討に当たっては、霊園の立地を踏まえたマーケティング調査や民間事業者等へのヒアリング調査を実施した上で、それらの結果を踏まえて、次年度以降に作成する「(仮称) 飯盛霊園組合霊園整備計画」及び「(仮称) 飯盛霊園組合公園整備計画」の素地となるコンセプトの立案を行う。

2 実施期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

3 実施内容

(1) 民間活力導入にかかる事業等の提案

霊園の立地や周辺エリアの特性を踏まえ、霊園の民間活力導入にかかる手法等について、民間事業者からアイデアや提案を聴取するヒアリング調査を実施し、実現の可能性、事業化に向けての課題及びインセンティブ等を把握する。なお、ヒアリング調査は依頼型とし、対話形式で実施する。

ア マーケティング・ヒアリング調査の手法を検討

(ア) 現地を实地調査した上で、調査の実施手法を検討する。

- ・手法検討にあたっては、霊園の立地や周辺エリアの特性を最大限活かすことを前提に方策を検討すること。
- ・マーケティング・ヒアリング調査の評価の前提となる関連法・条例等の規制（都市公園法、都市計画法、建築基準法、消防法等）を確認した上で実施すること。
- ・近隣住民や地元団体等の参加の是非についても検討を行うこと。

(イ) 先進的な事例の調査を実施する。

- ・国内・海外を問わず、霊園の整備や維持・管理における先進的な事例を調査すること。必要あれば、当該事例に対し取材・ヒアリングを実施して、詳細の把握に努めること。
- ・事例の調査に当たっては、当霊園にとって、どのような点が参考となるのかを具体的に列挙し検討すること。

イ 依頼型ヒアリング調査の実施

前項を踏まえ、民間事業者等への依頼によるヒアリング等調査を実施する。

- ・可能な限り、実現可能性が高い事業に絞ってヒアリングを実施すること。
- ・公共的視点を持つ事業者に対して調査ができるよう創意工夫を凝らすこと。

ウ ヒアリング調査のまとめ

ヒアリング調査の結果を議事録等にとりまとめる。

- ・質問に対する回答書の作成、及び、現地見学会・説明会の実施の支援

(2) 事業の実現可能性・事業化手法等の検討・整理

マーケティング・ヒアリング調査の結果を踏まえ、民間事業者から提案のあった事業等を元に、課題やインセンティブ等の整理をし、業務報告書にまとめる。

ア 事業者等にわかりやすい業務報告書

次年度以降に想定される基本計画等の土台となるよう、民間事業者等にもわかりやすい業務報告書を作成する。

イ 実事業開始に向けた課題の明記

実際の事業開始に向けて、乗り越えるべき課題を明記すること。

(3) 供花販売に対する民間事業者の意向調査

霊園では供花販売を行っているが繁忙期以外の運営等について課題を抱えている現状である。しかしながら霊園使用者の利便性を考慮し持続可能な供花販売をおこなうために他の霊園の供花販売の実態を調査するとともに供花販売事業への参加について意向調査をするものである。

ア 公共、民間運営の霊園の供花販売の実態調査（各3件以上）

供花の仕入れから販売までの運営等（課題、工夫なども含めて）について聞き取りによる調査

イ 供花販売業者等への意向調査

供花販売等を行っている事業者に対して本組合での供花販売事業等への参加可能性についてヒアリング調査を実施

4 成果物

本調査業務の成果物は次のとおりとする。なお、電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、組合の了解を得るものとする。

- ・業務委託報告書：電子データ（CD-R）
- ・その他協議の上、必要と認められたもの

5 委託料の支払い

事業完了後、精算払いとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務は、受託事業者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意するこ

と。

- (2) 委託業務の遂行上必要な資料で、組合が所有する提供可能な資料については貸与する。また、依頼による他団体等への必要資料の収集についても、できる限りの協力を行うものとする。ただし、速やかに返却すると共に、取り扱いに十分注意すること。
- (3) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託事業者の責によって手続きを行うこと。
- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本組合に帰属するものとする。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、事前に組合と十分に協議すること。また、委託期間中でも、制作の進捗状況や今後の進め方等を組合へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (6) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（組合との連絡調整担当者）を置くこと。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項は、組合及び受託者の協議により定めるものとする。